粗大ごみ

1 対　象

粗大ごみは、「主な品物の分別区分(P21以降参照)」を見て正しく分別してください。
町では、収集・処理しないもの(P20参照)がありますので、注意してください。

2 排出方法

① 収集申込

◆ **粗大ごみ処理券の購入**

税務住民課で粗大ごみの処理手数料に応じた『粗大ごみ処理券』を購入します。

※処理料がそれぞれ定められています。
※大きさで処理料が異なる物については、大きさも調べてきてください。
※「主な品物の分別区分(P21以降参照)」にて「袋に入らない物」と書いてあるものは45ℓの袋の大きさです。

◆ **申込期間**

月～金曜日(祝日は除く)　午前8時30分～午後5時00分

※15日までに申込した物は、申込月に回収します。
　16日以降に申込した物は、次の月に回収します。
　(15日が土･日･祝日の場合は、その直前の平日が締切日となります。)

② 排出

◆ **排出場所**

ご自宅まで引き取りに伺います。

※ごみステーションに出すことはできません。

※集合住宅にお住まいの方は、自部屋の前ではなく共用玄関前まで、粗大ごみを出してください。

◆ **排出時間**

午前8時までに、家の前に出してください。

◆ **『粗大ごみ排出書』『粗大ごみ処理券』を貼る。**

粗大ごみの見やすい所に貼ってください。

注意 処理券等を貼る際は、湿気や汚れを拭き取り、しっかり貼ってください。